

川崎駅東口周辺地区総合自転車対策検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎駅東口周辺地区における歩行者・自転車の通行の安全及び適正な自転車利用並びに交通環境の改善等に必要な検討を行うため、川崎駅東口周辺地区総合自転車対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討項目)

第2条 検討会議は、次の事項について検討する。

- (1) 適正な自転車利用に関すること。
- (2) 歩行者・自転車の通行環境改善に関すること。
- (3) 自転車等駐車場の整備及び利用の適正化に関すること。
- (4) その他川崎駅東口周辺地区における総合的な自転車対策を推進するために必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学識者
- (2) 市民代表
- (3) 交通事業者
- (4) 交通管理者
- (5) 行政
- (6) その他必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 検討会議には、学識者から選任した座長を1名、副座長を1名置く。

2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、建設局自転車対策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等について必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。